

秋田県告示第415号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成27年10月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	象潟矢島線	にかほ市象潟町字荒屋妻12番1地先から字木戸口47番1地先まで

2 供用開始の期日 平成27年10月5日

3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成27年10月2日から同月15日まで